

■浄化槽法・建設リサイクル法の改正について（平成 27 年 4 月 1 日施行）

平成 27 年 4 月 1 日から改正浄化槽法・建設リサイクル法が施行されることに伴い、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録が、以下のとおり変更となります。

1 欠格要件及び取消事由の追加

暴力団排除条項の整備に伴い、登録に係る欠格要件及び取消事由に以下の要件が追加されます。

- (1) 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む）
- (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む）
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

上記のいずれかに該当する事実が発覚した場合、登録の拒否または取消の処分がされることとなります。

2 登録申請書の記載事項及び様式の変更

(1) 登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲が拡大されます。

従来の「役員」に加え、顧問・相談役や総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主等について、申請書への記載や登録申請者の調書等の作成が必要となります。

(2) 様式の変更により申請時における事務負担が軽減されます。

役員に関する「略歴書」が「調書」に変更になり、職歴の記載が不要になりました。（浄化槽工事業登録の場合は、浄化槽設備士についても「調書」が必要です。）

なお、他の様式についても、文言が一部変更されたものがあります。4 月 1 日以降は、すべて新しい様式で申請してください。

【問い合わせ先】

長崎県土木部監理課 建設業指導班

TEL 095-894-3015